

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月14日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 19 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器連続洗浄装置点検において、同装置(A2,B1,C1)のボール捕集器スクリーン部品(ディスタンスリング)に摩耗が認められたため、当該部品を交換。	GⅢ	
2	1号機	換気空調系主冷凍機(A)冷却水調節弁点検前動作確認時、動作不良(15%以下に閉しない)が認められたため、当該弁を点検修理。	GⅢ	
3	1号機	取水設備レーキ付バースクリーン(A)駆動電動機点検時、スペースヒーターの絶縁抵抗測定において電源側ケーブルに絶縁低下が認められたため、対応検討。	GⅢ	
4	1号機	取水設備レーキ付バースクリーン(B)及びトラベリングスクリーン(B)駆動電動機点検時、動力ケーブルの絶縁抵抗測定において絶縁低下が認められたため、対応検討。	GⅢ	
5	1号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器点検時、同機器の部品(フランジボルト、ナット、座金)にカジリが認められたため、当該部品を交換。	GⅢ	
6	1号機	電動駆動原子炉給水ポンプ(A)ミニマムフロー調整弁点検において、同弁シート面に浸食(肌荒れ程度)及び摺動キズが認められたため、対応検討。	GⅢ	
7	1号機	電動駆動原子炉給水ポンプ(B)ミニマムフロー調整弁点検において、同弁シート面に浸食(肌荒れ程度)及び摺動キズが認められたため、対応検討。	GⅢ	
8	1号機	残留熱除去系原子炉ヘッドスプレイ流量計測器点検において、流量変換器の計器精度(校正前確認)管理値外れが認められたため、当該計器を調整。	GⅢ	
9	1号機	主復水器連続洗浄装置点検において、同装置(C1,C2)のボール注入元弁の弁体ライニングに不良(ふくれ)が認められたため、当該弁体を交換。	GⅢ	
10	1号機	主復水器連続洗浄装置貝分離装置点検時、同装置(C,D)出入り口弁(4台)の弁ボディ及びフランジ部に腐食が認められたため、当該部を補修。	GⅢ	
11	1号機	主復水器(C)ホットウェル水位計点検において、同計器の端子箱復旧時にフタのネジにカジリが認められたため、当該ネジを交換。	GⅢ	
12	1号機	低圧蒸気タービン(C)内部車室(上側)点検時、防熱板止め金具に浸食が認められたため、当該止め金具を交換。	GⅢ	
13	1号機	低圧蒸気タービン(C)内部車室(上側)点検時、車室内部(11段、13段、14段、16段)に浸食が認められたため、当該部を補修。	GⅢ	
14	1号機	所内電源停止準備のためチャコール建屋チャコール塔室空調機1台停止(2台→1台)時、運転継続した空調機の送風機(A)が過負荷停止したため、同空調機の1台運転不可を明確化。(当該送風機用電動機の健全性は確認)	GⅢ	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	1号機	制御棒駆動水圧系スクラム排出容器(B)水位計隔離弁(下側)において、シートリークが認められたため、当該弁を補修。	GⅢ	
16	1号機	燃料交換機を使用する作業において、同機走行中に停止する事象が認められたため、原因調査後対応検討。(停止後に再度走行を試行し走行を確認)	GⅢ	
17	2号機	タービン補機冷却系熱交換器貝殻除去装置過流フィルタ旋廻弁において、動作不良(±30度位置で停止)が認められたため、原因調査後対応検討。	GⅢ	
18	1.2号廃棄物処理設備	ホットラボ室換気空調補機冷却系の弁及び配管において、腐食(弁20台、配管4箇所)が認められたため、当該箇所を補修。	GⅢ	
19	1.2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋3階のオールドレン貯蔵タンク(B)ドレン弁において、同弁グランド部からの漏えいにより、床面に油(約11ml)の滴下が認められたため、床面清掃を行うと共に当該弁を補修。	GⅢ	